

仲介人の登録に関する運用基準 (選手用)

本運用基準は、公益財団法人日本サッカー協会(以下、JFA)仲介人に関する規則(以下、仲介人規則)に基づき、選手が為すべき手続きに関して定めるものである。

- 1) 選手は、自己と仲介人契約した仲介人が取引(選手契約の締結)に関与するごとに、当該仲介人を必ず JFA に登録しなければならない(これを「個別登録」という)。
- 2) 選手による個別登録は、当該仲介人の仲介人登録(仲介人本人による JFA への登録)が完了している場合にのみ可能となる。
- 3) 仲介人登録(仲介人本人による JFA への登録)が完了していることは、JFA が、当人の仲介人としての資質、能力、適性、各種法令・規程に関する見識・知識、ならびに、当人が提供する役務の信頼性、妥当性、適法性その他一切の性質について何ら保証するものではない。選手は、仲介人の選定にあたっては、自己責任のもと、十分に注意を払って行わなければならない。
- 4) 選手が、JFA への仲介人登録が完了していない仲介人を利用して取引を行った場合、個別登録の手続きを怠った場合、又は、その内容に虚偽があった場合などは、JFA 規律委員会は、仲介人規則に基づき、選手に対し懲罰を科す。
- 5) 選手による個別登録は、当該取引(選手契約の締結)の成立後、14 日以内に為されなければならない。
- 6) 選手は、個別登録を行うにあたって、当該仲介人に JFA が定める「仲介人宣誓書」に署名させなければならない。
- 7) 選手は、以下の手順に従って、個別登録を行わなければならない。

【申請方法】

仲介人個別登録申請書(選手用)(JFA 書式 CH-2 号)を記入・捺印し、以下の書類を添付して、JFA に必ず郵送(書留郵便)にて提出すること(JFA に直接申請書類を持参した場合、これを受領しない。)

① 仲介人契約書の写し

仲介人と選手の間で締結した仲介人契約書(当該仲介人が当該選手のために選手契約の交渉を行い、選手が仲介人に報酬を支払う根拠となる契約書。なお、仲介人契約に際しては、原則として本協会が定める標準仲介人契約書を用いること。)

② 選手契約書の写し

仲介人の署名がない場合は、当該選手契約には当該仲介人は関与しなかったものとみなされる。

③ 仲介人宣誓書

仲介人が署名したもの。選手が仲介人に署名させること。

※必ず原本を提出すること。写し、PDF データを印刷したもの等は不可とする。

※「署名」欄には必ずサインをすること。記名・押印は不可とする。

※「場所と日付」欄の「場所」は都道府県／市町村まで記載すること(「場所と日付」記載

例:東京都文京区、2016年4月1日)

④ 情報開示に関する承諾書(選手用) (JFA 書式 CH-6 号)

選手及び仲介人の両者が署名したもの。

※「署名」欄には必ずサインをすること。記名・押印は不可とする。

※申請書・添付書類に不備等がある場合、JFA はこれを受理せず、送料を申請者負担にて返送するものとする。

【申請書類提出先】

〒113-8311

東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会 管理部(仲介人個別登録担当) 宛

- 8) JFA は、提出された申請書および各書類を確認し、これを登録するものとし、特段の受理連絡、完了連絡等を行わない。
- 9) JFA は、毎年度の3月末日に、個別登録された仲介人の氏名、各仲介人が関与した個々の取引(選手契約又は移籍合意)を公表する。また、全ての選手が仲介人に支払った報酬の総額も同時に公表する。

以上

(2016年3月1日改定)